

契約保証及び前払金保証の電子化について

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

安芸市企画調整課

建設工事及び測量・建設コンサルタント等委託業務における契約保証及び前払金保証について、**令和 7 年 1 月 1 4 日以降**に契約締結するものから、下記の保証機関発行の保証証書は、電子証書による提出も可能としましたので、お知らせします。

1 電子化の対象となる保証証書

① 保証の種類

- ・契約保証
- ・前払金保証（中間前払金保証を含む）

② 保証機関

- ・西日本建設業保証株式会社
- ・東日本建設業保証株式会社
- ・北海道建設業信用保証株式会社

※上記以外の保証機関が発行する証書等については、これまで同様、紙による提出が必要です。

※現金による契約保証の場合は、これまで同様、契約担当に事前連絡のうえ、納入通知書を受け取り、払込後の領収書の提示をお願いします。

2 電子証書の提出を希望する場合

契約担当に連絡のうえ、対象保証機関から発行された「保証契約番号」と「認証キー」を、安芸市企画調整課宛ての電子メール本文に記載又は添付し、提出（送信）してください。

前払金（中間前払金）の請求について、請求書への押印を省略できますので、電子証書と併せて、請求書をお送りいただくことも可能です。

3 提出先・問い合わせ先

安芸市企画調整課契約担当

電 話：0887-35-1012

F A X：0887-35-4445

メール：kikakuchosei@city.aki.lg.jp